

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、  
日曜日、  
祭日、  
の翌日)

## 目次

◇ 告 示 保険医療機関等の指定 (保険課)

保険薬剤師の登録 (〃)

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの (〃)

国民健康保険薬剤師として登録があつたものとみなされるもの (〃)

結核予防法による医療機関の指定 (健康対策課)

結核予防法による指定医療機関の指定の辞退 (〃)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による公開による聴聞 (防犯少年課)

◇ 公 告 調理師試験の実施 (健康対策課)

採石業務管理者試験の合格者 (河川課)

## 告 示

### 鳥取県告示第四百七十八号

健康保険法 (大正十一年法律第七十号) 第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令 (昭和三十二年政令第八十七号) 第二条の規定により告示する。

平成三年六月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
田村医院	鳥取市掛出町一一	平成三年五月十五日
米川外科医院	米子市両三柳大沢八八〇一一	〃
萩原歯科医院	鳥取市元町二二七	〃
はた薬局	岩美郡国府町新通り二一一五三	〃
ナガタ歯科	米子市米原三四七	平成三年五月十六日
川田内科医院	米子市上福原一八四八一	平成三年五月二十一日
ナガセ歯科医院	米子市三旗町四一一	〃
田中外科内科	鳥取市吉方温泉三丁目八〇七	平成三年五月二十六日

灘尾歯科医院	東伯郡赤碓町大字赤碓一三五	平成三年五月二十九日
中尾歯科医院	鳥取市青葉町二丁目一〇五	平成三年五月十五日
イズモト歯科医 院	鳥取市新町二一〇	"
須山医院	米子市石井一〇七八	平成三年五月十六日

**鳥取県告示第四百七十九号**

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

平成三年六月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
古川 明美	鳥葉第七七七号	平成三年五月十四日

**鳥取県告示第四百八十号**

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条の規定により、次のとおり告示する。

平成三年六月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
中尾歯科医院	鳥取市青葉町二丁目一〇五	平成三年五月十五日
イズモト歯科医 院	鳥取市新町二一〇	"
須山医院	米子市石井一〇七八	平成三年五月十六日

**鳥取県告示第四百八十一号**

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健

康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成三年六月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
古川 明美	鳥国薬第七七七号	平成三年五月十四日

鳥取県告示第四百八十二号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

平成三年六月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
和順堂記念医院	一五 気高郡青谷町大字青谷四四六	平成三年五月十四日
三宅医院	二四 鳥取市大杵字鐘鑄谷三九〇一	〃

よじた内科医院

鳥取市湖山町北六丁目四四八

〃

鳥取県告示第四百八十三号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の指定の辞退があったので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

平成三年六月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
和順堂内科医院	一五 気高郡青谷町大字青谷四四六	平成三年四月二十五日

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十八号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四十一条第一項前段の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同項後段の規定により告示する。

平成三年六月七日

鳥取県公安委員会委員長 廣 吉 卓 藏

一 聴聞の期日及び場所

平成三年六月十九日 午後一時

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県公安委員会委員室（鳥取県庁本庁舎七階）

二 被聴聞者の住所及び氏名

米子市皆生一九七六一四  
村上安夫

公 告

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項に規定する調理師試験を次のとおり実施する。

平成3年6月7日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 受験資格

次の(1)から(4)までのいずれかにか該当する者で、調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）第4条に規定する施設又は営業において2年以

上調理の業務に従事したもの

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者
- (2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者
- (3) 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者
- (4) 調理師法施行規則附則第3項各号のいずれかにか該当する者

2 試験の日時

平成3年8月26日（月）午前8時50分から正午まで

3 試験の場所

- (1) 鳥取保健所及び郡家保健所管内の受験者  
鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
- (2) 倉吉保健所管内の受験者  
倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所
- (3) 米子保健所及び根雨保健所管内の受験者  
米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所
- (4) 県外に居住する受験者

上記各試験場のうち、受験者の希望する試験場

4 試験科目

- (1) 衛生法規 (2) 公衆衛生学
- (3) 栄養学 (4) 食品学
- (5) 食品衛生学 (6) 調理理論

5 受験手続

- (1) 書類の提出先

ア 県内居住者 住所地を管轄する保健所  
 イ 県外居住者 受験希望地を管轄する保健所

(2) 提出書類

ア 受験願書 (所定の様式によること。)

イ 履歴書

ウ 最終学校の卒業証明書又は卒業証書の写し

卒業証書の氏名が婚姻その他の理由により現在の氏名と異なっている場合は、戸籍謄本又は戸籍抄本を添付すること

エ 調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したことを証する書類 (所定の様式によること。)

オ 写真 (受験願書提出前6月以内に撮影した正面、脱帽、上三分身像でライカ判 (縦3.5cm、横2.5cm) のものとし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。)

(3) 受験に関する書類の提出期間

平成3年7月22日 (月) から同月26日 (金) まで (郵送の場合は、平成3年7月26日までの消印のあるものは、有効とする。)

6 受験手数料及びその納入方法

(1) 受験手数料 5,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。

7 携行品

筆記用具及び受験票

8 その他

(1) 合格者の発表は、試験後15日以内に受験願書を提出した保健所に合格者の氏名と受験番号を掲示して行う。

なお、合格者には合格証を保健所で交付する。

(2) 提出した書類が虚偽の内容を記載し、又は証明資格のない者が証明したものであることが判明したときは、合格を取り消すことがある。

(3) 受験の詳細については、住所地を管轄する保健所又は鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県衛生環境部健康対策課 (電話0857-26-7195) に問い合わせること。

平成3年6月4日に実施した第20回採石業務管理者試験に合格した者は、次のとおりである。

平成3年6月7日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

山中 孝敏	兵江 清信	永田 英司	下元 士世
山本 城央	言水 仁	久本 勝巳	矢田 正弘
谷口 宏	永田 一郎	浅田 慎司	福田 祐治
田中 弘文	岩本 善勝	古田 雅之	中川 竹雄
小松原美利	安藤 清信	谷口 旭	上村 正伸
南口 和秋	梅林 靖	田中 諭	西村 保雄
駒井 正規	福石 幸市	西村 学文	笠田 康雄
浅井 達也	津村 彰夫	藤原 信幸	見田 博晃